

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行、価値観・ライフスタイルの多様化により地域のつながりが希薄になるなど地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。また、住民が抱える課題についても介護と育児の「ダブルケア問題」や「8050問題」、「ヤングケアラー」など複合化・複雑化しており、旧来の「高齢者」、「障がい者」、「子ども」といった分野別・機能別に整備された公的支援では対応が困難なケースが増加しています。

そのような状況を踏まえ、国は、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、その中で「高齢者、障がい者、子ども等、全ての人が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指す」という方向性が示されました。

これを受けて、厚生労働省は、同年7月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性を示す中で、その後の事業を推進しています。地域福祉については、社会福祉法人の経営組織の見直しや介護人材の確保を推進するための取組みを拡充する等の社会福祉法の改正を行ったうえで、令和2年度には地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国庫補助の特例等を同法の改正により創設しています。

このたびの計画策定は、平成30年度に策定した「第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が令和4年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の進捗状況の評価を行い「第4期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

2. 国の地域福祉に関する動向

国では、平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がい者、子ども等、全ての人が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合っていくことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針が示され、法制度等の整備が進められています。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
平成 28 年 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会 実現本部の設置	・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める
平成 29 年 6 月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 30 年 4 月施行）	・市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け
平成 29 年 12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出	・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和 2 年 6 月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布 （令和 3 年 4 月施行）	・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記 ・福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等
令和 3 年 3 月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正

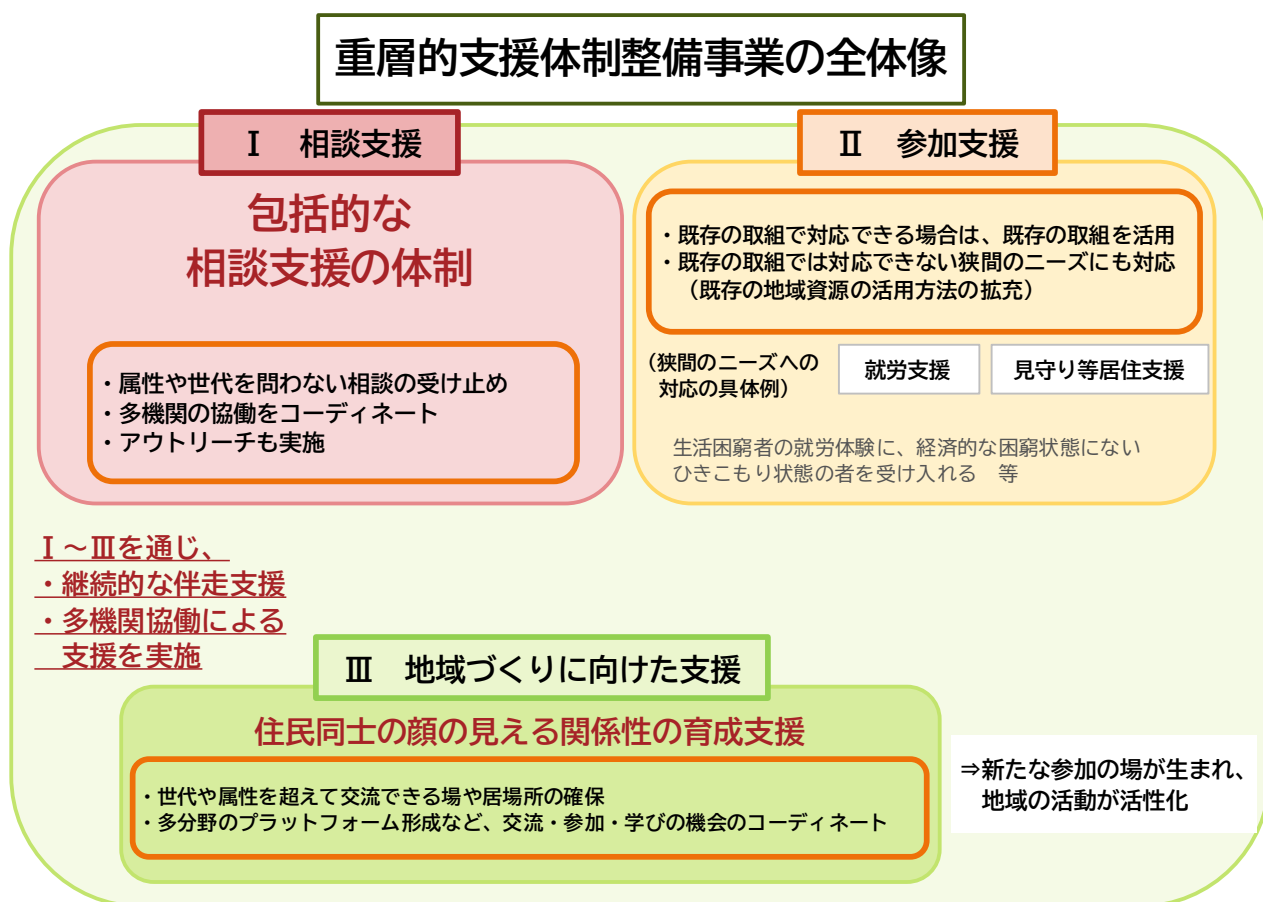
「地域共生社会」を実現するためには、福祉を「支え手」側と「受け手」側に線引きし、分けて考えるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる仕組みを構築することが必要とされています。

そのため、国では「住民の身近な圏域」において住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることのできる環境や、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を目指し「包括的な支援体制の整備」を進めています。

さらに、令和 3 年 3 月の改正では、包括的な支援体制の整備をより推進するため、「重層的な支援体制の構築」を進めています。

※重層的な支援体制の構築とは

- ①「断らない相談支援」…本人・世帯の特徴に関わらず受け止める相談支援
- ②「参加支援」…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③「地域づくりに向けた支援」…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援



出典：厚生労働省作成資料

3. 地域福祉の目指すところ

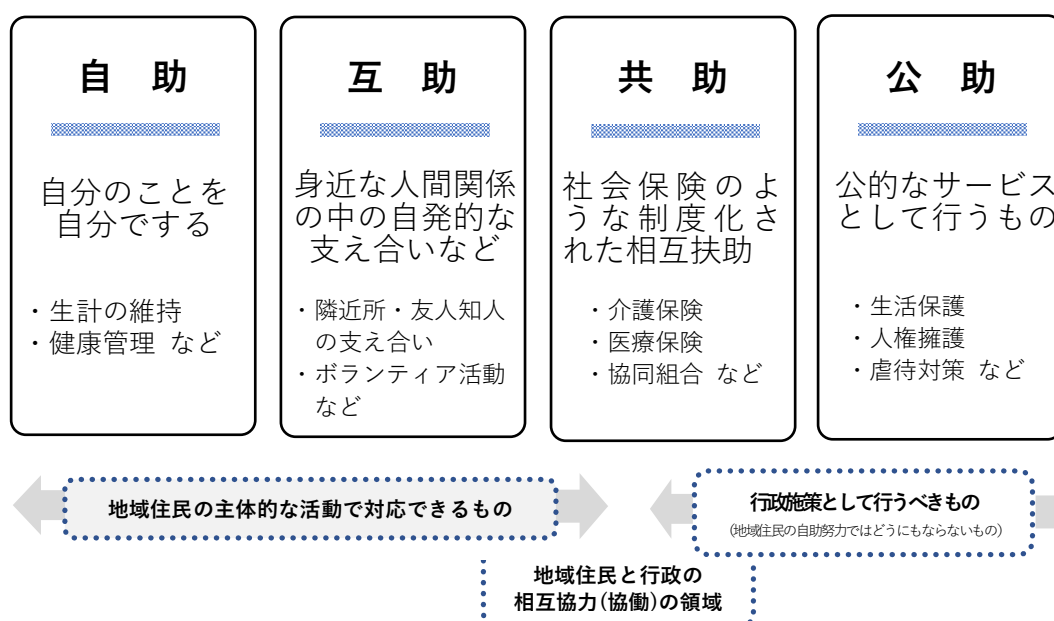
「福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組み」と捉え、行政や事業者だけではなく、地域住民もその課題解決に向け、自発的に取り組み、地域に即した創意と工夫による福祉活動を総合的に推進します。したがって、高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象者ごとに捉えられている福祉に対して地域社会を基盤とし、協働に基づいて、身近な地域社会を構築することで、一人一人のよりよい福祉の実現を目指すものです。

4. 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

「由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組みを示すことになります。具体的には、住民一人一人の役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、市役所などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住む全ての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。



5. 計画の位置付け

(1) 「市町村地域福祉計画」の性格

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条を根拠とし、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めるため、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画です。

■市町村地域福祉計画の根拠法

【社会福祉法】

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 「地域福祉活動計画」の性格

「地域福祉活動計画」は、住民が地域でいきいきと安心して生活をするために、社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進団体」とされる社会福祉協議会が呼び掛けて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

(3) その他包含する計画の位置付け

① 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項において、市町村は、国の第二期計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本市では、本計画の「第 5 章 由布市成年後見制度利用促進基本計画」を成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定される「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、本計画と一体的に策定するものとします。

■市町村成年後見制度利用促進基本計画の根拠法

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■市町村成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むことが望ましい事項

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 2 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- 3 地域連携ネットワーク及び中核機関の 4 つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- 4 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- 5 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方



■第二期計画における市町村成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むことが望ましい事項

1. 目的

地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

2. 目標

権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

3. 地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営される方針

(1) 中核機関及び協議会の整備・運営の方針

(2) 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針

①「権利擁護の相談支援」機能

②「権利擁護支援チームの形成支援」機能

③「権利擁護支援チームの自立支援」機能

(3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針

①視点

ア 「共通理解の促進」の視点

イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点

②取組

ア 「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能を強化するための取組（権利擁護支援の検討に関する場面）

イ 「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用の開始までの場面）

ウ 「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用開始後に関する場面）

(4) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

② 再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるものとされました。

本市では、本計画の基本目標 3「5 犯罪をした人等の社会復帰支援」を「地方再犯防止推進計画」として位置付け、本計画に包含するものとします。

■地方再犯防止推進計画の根拠法

【再犯の防止等の推進に関する法律】

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

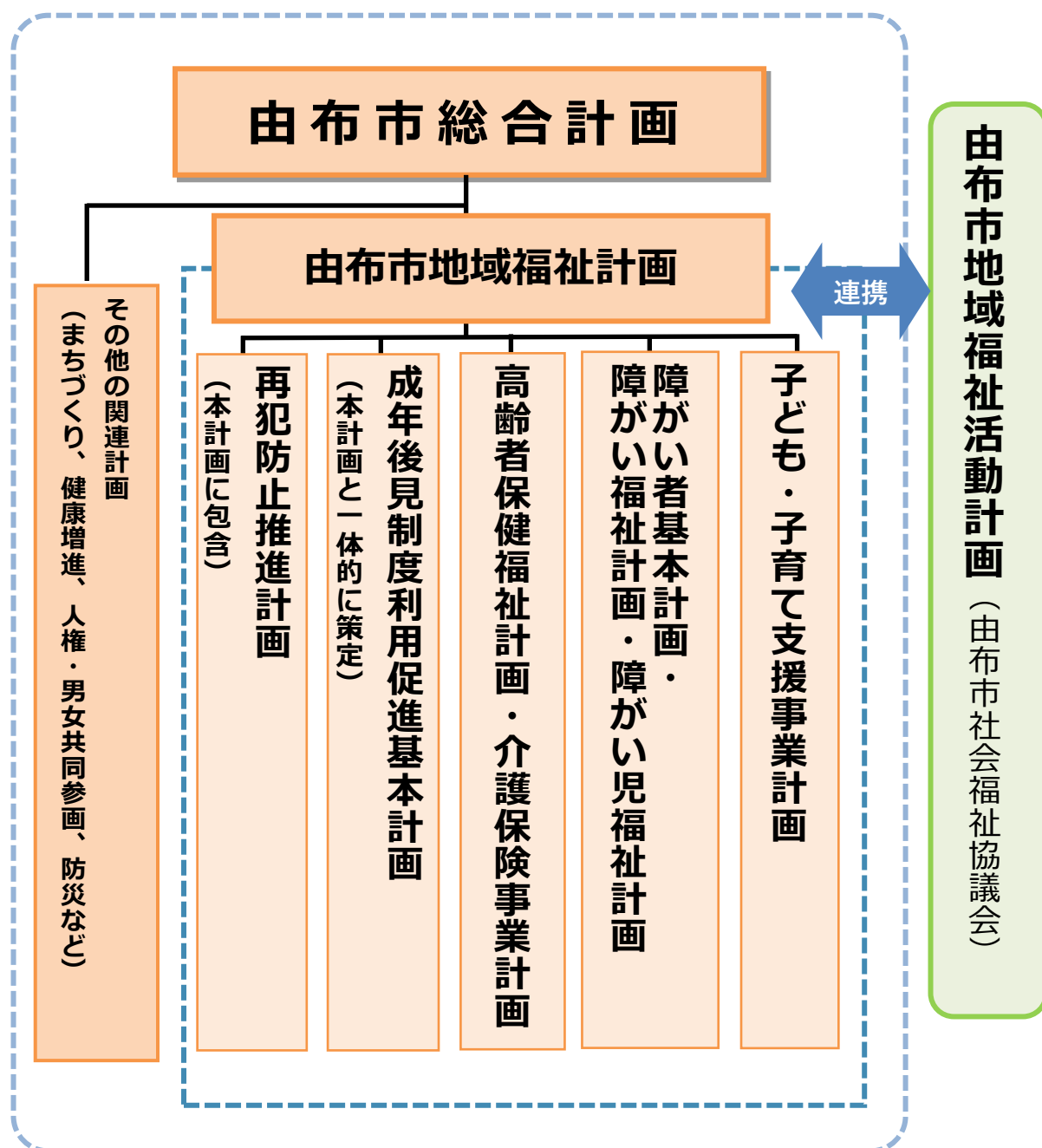
2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

■計画に盛り込むことが考えられる内容

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- 6 国・民間団体等との連携強化等

(4) 他計画との関係

由布市地域福祉計画は、由布市総合計画を最上位計画とし、各分野の福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画、子ども・子育て支援事業計画等）が共通して取り組むべき事項を記載する、「福祉分野の上位計画」として位置付けます。

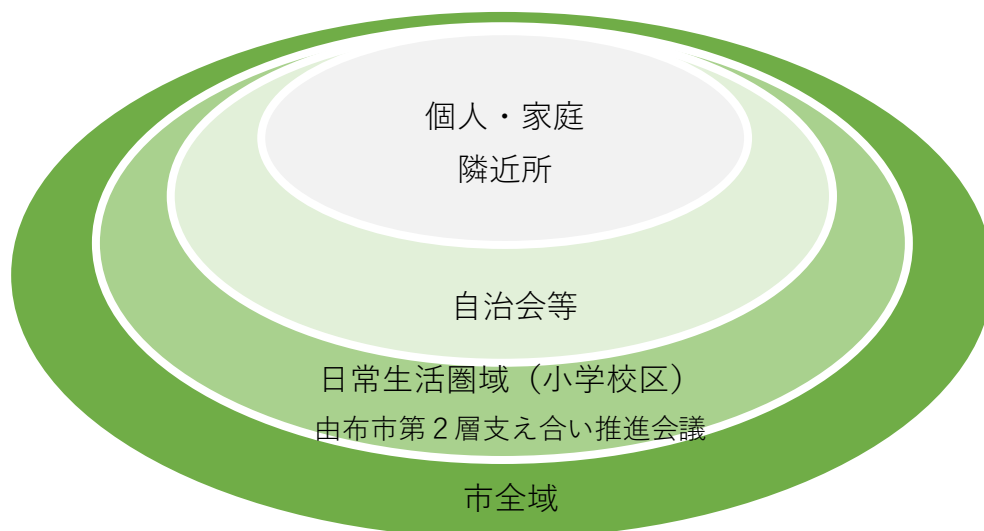


6. 身近な圏域の考え方

地域福祉を推進する体制を構築するため、重層的な各圏域の捉え方と求められる機能・役割ごとに圏域を設定することによって、それぞれの特性を活かした活動の展開を推進します。

地域課題や福祉ニーズは、容易に解決できるものから、課題等が複雑で、解決のために継続的かつ専門的支援が必要なものまで様々であり、課題やニーズに応じ、圏域を越えて重層的な地域福祉活動に取り組むことができる体制づくりを推進します。

■重層的な地域福祉圏域のイメージ図



圏域	圏域の考え方
個人・家庭 隣近所	極めて親しく助け合える相手。日常的な支え合いができる範囲
自治会等	地域の課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲
地 区	自治会、各団体・組織が活動を行っている圏域
市全域	市全体の調和を保ちながら地域福祉計画を進める圏域

7. 地域福祉を推進するための役割

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

本市では、「個人」「地域」「行政」が一体となって地域福祉の推進に努めることとします。これを踏まえ、それぞれが役割を持って、お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

■地域福祉を推進するそれぞれの主体の役割

個人	地域に住む個人それぞれが、地域課題を自分事として捉え、課題の解決に向けて主体的に取り組むことが必要です。 日常的な見守り、声掛けや地域行事への参画など、地域との関係を構築・維持するために行動することが求められます。
地域	地域には様々な人が暮らしており、誰もが自分らしく地域の中で生活できるよう理解し受け入れることが重要です。 近年の地域住民の課題の複合化・複雑化に対応していくため、地域包括支援センターや自治会などの地域の団体、NPO、ボランティア団体等による、支援を必要とする人の把握や、隣近所の助け合いや見守りなどを通じて課題解決に取り組む必要があります。
社会福祉協議会	地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。あわせて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等が求められます。
行政	地域住民の課題の複合化・複雑化に伴い、既存の福祉施策では対応できないケースが顕在化する中で、地域活動やボランティア活動を支援しながら総合的に地域福祉を推進していくことが求められます。

8. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組みの進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

由布市

	平成	令和										
	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
総合計画	第二次								第三次			
地域福祉計画	第3期					第4期					第5期	
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期			第8期			第9期			第10期		
障がい者基本計画	第2次						第3次					
障がい福祉計画	第5期			第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第1期			第2期			第3期			第4期		
子ども・子育て 支援事業計画	第1期		第2期					第3期				

由布市社会福祉協議会

地域福祉活動計画	第3期					第4期				第5期		
----------	-----	--	--	--	--	-----	--	--	--	-----	--	--

9. 計画策定の体制

(1) 計画策定委員会等の開催

本計画は、地域福祉活動に関わる関係団体代表や学識経験者などから構成される「第4期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね策定しました。

また、「第4期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキング会議」を開催し、関係各課との意見交換を行い、取組み内容の情報共有や、今後の取組みの方向性について確認や計画内容の協議・検討を行いました。

(2) 市民意識調査・福祉関係団体等アンケート調査

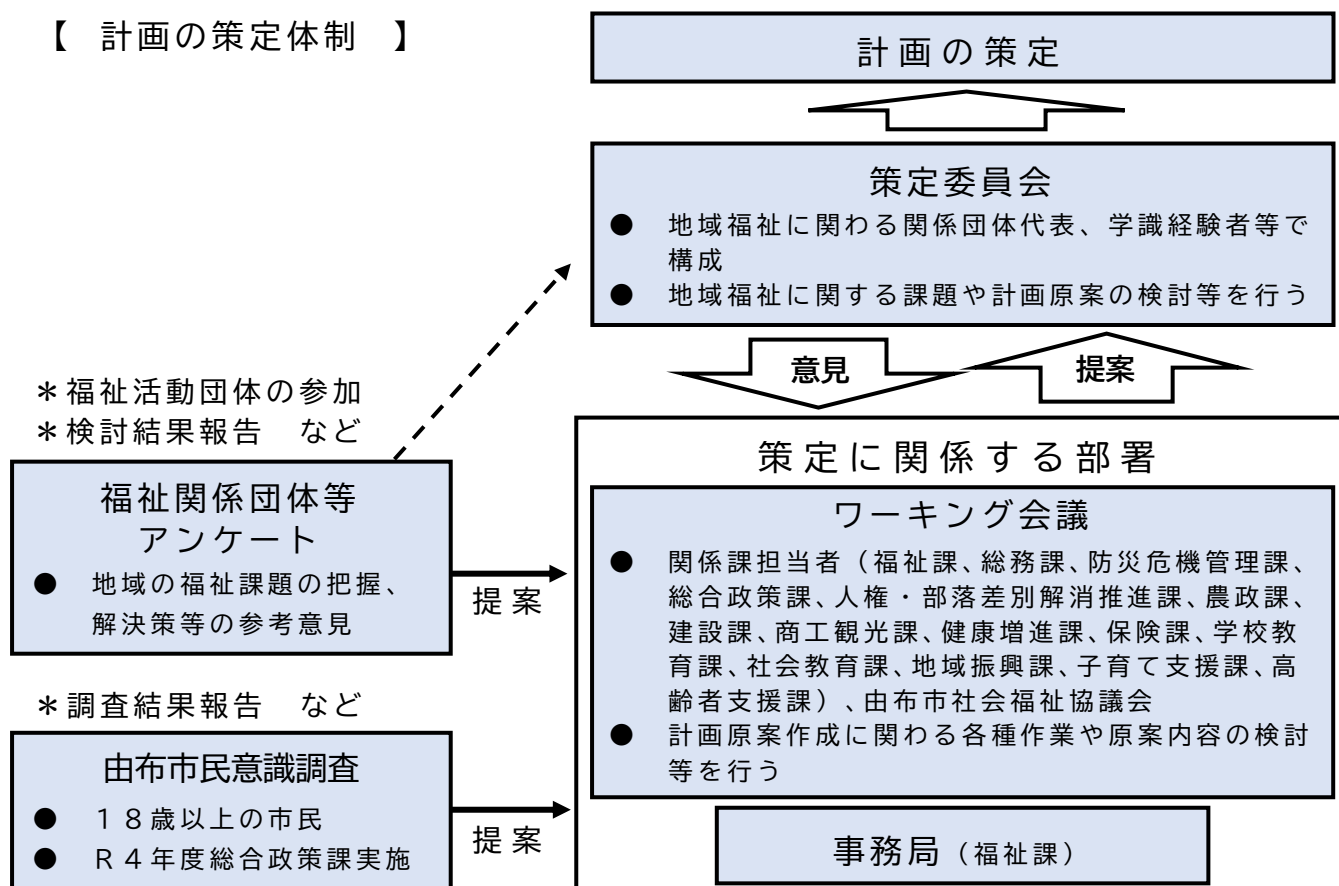
市民意識調査は、総合政策課が実施するアンケート調査に、地域福祉に関する設問を盛り込み、市民の地域福祉に関する現状を把握し、市民のニーズを反映しました。(実施期間：令和4年8月25日から10月7日)

また、福祉関係団体等アンケート調査は、由布市内に組織されている福祉関係団体や活動者等を対象に、それぞれの活動の現状や市の福祉施策についての意見等を聴取し、計画策定の基礎資料としました。(実施期間：令和4年8月5日から9月12日)

(3) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取するため、パブリックコメント（意見公募）を行いました。(実施期間：令和5年1月18日から2月3日、意見件数：1件)

【 計画の策定体制 】



10. 由布市の地域福祉における SDGs

国は、平成 27 年 9 月の国連総会において採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指すための世界共通の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向け、各分野における取組みを推進しています。

本計画においても、SDGs が掲げる「誰一人取り残さない社会」の実現は、地域共生社会の実現と密接に関係するものであり、地域福祉の推進が不可欠な要素となることから、SDGs の達成に向けた取組みを推進していきます。



■SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴールのうち地域福祉との関連が特に深いと考えられるもの

